

# 学校が避難所となる場合の対応について

羽島市教育委員会

## 1 事前準備

- (1) 管理職は学校における避難所開設マニュアルを整備するとともに、避難所開設に関わる資材の場所や使用方法について確認する。(市の危機管理課との連携を図る)
- (2) 管理職が不在の場合を想定して、管理職以外の教職員においても緊急時に対応できるよう配慮する。
- (3) 感染症流行時の感染防止対策を踏まえた避難所の開設方法について確認する。その際、市の危機管理課で作成しているガイドライン、マニュアル等を参考にする。

## 2 避難所が開設される場合（開設が予想される場合）の学校の対応

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報 (市町村対応)	雨の情報 (気象庁)	河川の情報 (国土交通省)	学校の対応
5	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保 必ず発令される ものではない	大雨 特別警報	氾濫発生 情報	<u>指定緊急避難場所</u>
ここまでに避難					
4	危険な場所から 全員避難	避難指示	土砂災害 警戒情報	氾濫危険 情報	市の地域派遣職員 に協力し、地域住 民の避難行動に対 応する。 (管理職と応援教 職員が対応)
3	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	大雨・洪水 警報	氾濫警戒 情報	
2	自らの避難行動 を確認	—	大雨・洪水 注意報	氾濫注意 情報	レベル3になりそ うな場合、校長は 応援教職員(2名 程度)の学校配置 を指示
1	災害への心構え を高める (情報収集)	—	早期注意 情報	—	

- (1) 警戒レベル3「高齢者等避難」が発令された場合
  - ・管理職と応援教職員は、市の地域派遣職員に協力し、地域住民の避難行動に対応する。
- (2) 警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が予測される場合
  - ・校長は事前に応援教職員2名程度を学校に配置する。
- (3) 警戒レベル2において、住民の自主的な避難が予想される場合
  - ・地域のコミュニティセンターにおいて、自主避難所が開設される場合が

ある。その際、必要に応じて、教育委員会（教育政策課）より管理職と応援教職員の学校待機を指示する。

- この段階で避難者が学校へ避難してきた場合には、基本的には自主避難所となっているコミュニティセンターへの避難を案内することとなるが、避難者本人や周囲の状況（危険が迫っている場合等）によっては、この限りではない。
- 警戒レベル3へ引き上げる可能性がある場合、教育委員会が危機管理課に状況を問い合わせ、その指示を受けて対応する。